

平成 年 月 日

笛吹川沿岸土地改良区理事長 殿

申請者 住所
氏名

㊟

笛吹川沿岸畑かん事業施設改築に係る協議

笛吹川沿岸畑かん事業末端施設を次のとおり改築したいので協議します。

記

1. 当該施設の所在等
分水口及びブロック名 _____ 電磁弁番号 _____

ほ 場 地 番 _____ 面 積 _____ m²

所 有 者 _____ 事業年度 _____

2. 改 築 の 理 由 _____

3. 改 築 内 容 _____

4. 工 事 請 負 予 定 業 者 _____

5. 工 事 予 定 期 間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

6. 工 事 費 見 込 額 _____ 円

7. 工 事 費 等 負 担 者 _____

8. その他

(1) 申請に必要な書類及び図面を添付し、市町村を經由して提出すること。

なお、改築後1年以内に発生した事故等、改築の工事が原因のものについては、申請者の責において復旧するものとする。

該当ブロック地区管理責任者 氏名 _____ ㊟

笛吹川沿岸畑かん事業施設改築に係る協議申請について

申請時提出書類（1部提出）

1. 笛吹沿岸畑かん事業施設改築に係る協議書
2. 当該施設の土地位置図
3. 当該施設の土地の配管図（1／1000）
（他の畑へ配管がある場合は、その切り回しを3の図へ記入すること。）
4. 改築工事設計見積書（施工業者）
5. 改築工事設計図（施工業者）

完成時提出書類（1部提出）

1. 土地改良財産改築工事完成届
2. 写真（着工前・工事中・完成）

申請上の注意事項

- 1) 上記の書類による改築に係る協議書は、市町村経由で笛吹川沿岸土地改良区へ協議申請して下さい。
- 2) 協議書に記入する工事予定期間は、申請日より1ヶ月ぐらい先の日を記入して下さい。
- 3) 工事を依頼する業者は、なるべく改良区の指定業者（別紙）を利用して下さい。
- 4) 工事完成后、完成届を必ず提出して下さい。提出のない場合は許可を取り消す場合もございます。